

公的資金の補償金免除繰上償還について（水道会計）

1 要件

公営企業債 年利 5.0%以上の残債

資本費が 106 円以上（一戸町 139.7 円・H18）の公営企業会計の
公営企業債

一戸町はこれに該当する。

2 水道会計で年利 5.0%以上の残債及び繰上償還の時期

H19 繰上償還実行分（平成 20 年 3 月 25 日の定時償還日）

昭和 55 年借入、財政融資、利率 7.5%、残債 23,298,658 円(H19 末)

昭和 56 年借入、財政融資、利率 7.3%、残債 76,973,875 円(H19 末)

昭和 57 年借入、財政融資、利率 7.3%、残債 58,486,893 円(H19 末)

H20 繰上償還実行分（平成 21 年 3 月 25 日の定時償還日）

平成元年度借入、財政融資、利率 6.2%、残債 24,184,826 円(H20 末)

平成 2 年度借入、財政融資、利率 6.6%、残債 15,776,535 円(H20 末)

H21 繰上償還実行分（平成 22 年 3 月 25 日の定時償還日）

昭和 61 年借入、財政融資、利率 5.2%、残債 12,944,945 円(H21 末)

昭和 62 年借入、財政融資、利率 5.0%、残債 8,837,645 円(H21 末)

3 繰上償還による財政負担軽減効果額

約 32,000 千円（銀行縁故資金により借り替えた場合の試算。）